

<年会費・審査料・参加料他の“振込み”等に関する>Q&A

Q1.“振込み”となるのは、令和4年度だけか？

A1.令和5年度以降も“振込み”となります。

Q2.年度途中の新規入会員の連盟費他はどうなる？

A2.新規入会員についての対応は、以下のとおり。

① 4月1日～9月末日までの新規入会員

10,000円（新規入会費2,000円＋年会費6,000円＋全日本弓道連盟登録費2,000円）

② 10月1日～翌年3月末日までの新規入会員

7,000円（新規入会費2,000円＋年会費3,000円＋全日本弓道連盟登録費2,000円）

※新規入会員が審査会を受審する場合は、審査料とともに、記入例他に従い上記会費他を納付してください。

※継続会員：他会員との不公平感を払拭する意味合いもあり納付時期に拘わらず8,000円

（年会費6,000円＋全日本弓道連盟登録費2,000円）となります。（なお、会員資格の制限がある場合あり。）

Q3.令和5年度（2023年度）より継続会員の年会費納付期限超過者には会員資格が一部制限される？

A3. 納付期間である毎年4月1日～5月末日については、変更ありません。

公平性等の観点から遅延者等には会員資格等の一部制限を設定しました。（Q5.他参照）

◎他会員との不公平感を払拭する意味合い等から、未納付者への資格等の制限があります。（Q13.他参照）

◎個人・グループ・支部単位等の納付は可ですが、納付管理は各個人の責ですので、注意してください。

Q4.新規入会員のうち、審査会受審者は、いつ連盟費他を納入する必要があるか？

A4.新規入会員は、連盟に入会しないと受審資格が得られないため、4月1日～9月末日は審査料＋プラス10,000円を（10月1日～翌3月末日までは、審査料＋プラス7,000円）審査会申込時に納付してください。A2参照

Q5.継続会員が期限までに納付しない場合は、会員資格の一部制限があるのか？

A5.継続会員は4月1日～5月末日までに会費を納付してください。期限超過の場合は、会員資格を一部制限します。

① 上記期間に未納付継続会員について

同年9月末日まで「地連・連合・中央・例会」他の行事・大会他に参加・申込できません。

（仮に、9月末日までに納付が完了しても、「各行事・大会他」への参加・申込は10月1日以降となります。）

② 9月末時点での未納付継続会員について

年度末（翌年3月31日）まで「地連・連合・中央・例会」他諸行事会他への参加・申込できません。

なお新年度（4月1日～5月末日）年会費を納付後は、各行事への参加可及び通常の受付・受理を行います。

※前年度4月、5月に例会他諸行事参加者が、前年度年会費未納の場合>>>

前年度及び新年度分会費納付まで例会を含め、全ての諸行事への参加・申込不可。

【注意】病気・ケガ他事情等がある方は、常務理事会他で個別に判断しますので、事務局までご相談ください。

Q6.年会費等と審査料他は同時に振り込んでいいか？

A6. 継続会員と新規入会員とで下記のとおり異なります。

① 継続会員：別々。

事務負担軽減と授受の明確化、不公平感払拭等のため、ご協力をお願いします。

② 新規入会員：同時。(Q4 と同様)

新規入会員年会費他と審査料納付が同時期となる場合は、同時振込としてください。

(審査会申込時の新規入会を想定。)

Q7.手元に振込用紙(払込票)がないが、窓口の用紙を使用していいか？

A7.必要事項を記載していれば、印字済み・手書のどちらでも可。

(ゆうちょダイレクト他振込用紙を利用しない方法は、必要事項の未掲載他が多発し、事務煩雑のため、令和5年度より禁止します。)

Q8.中央審査会等の審査料他の振込が、地連の申込期限を超過した場合はどうなる？

A8.期限は厳守のこと。入金の確認作業は各締切日に行っていますので、余裕を持って振込を行ってください。

また、期限内であっても、審査会申込書等の提出と審査料他の振込は、同時期に行ってください。

なお、期限超過の場合は、受審・参加できない場合、手数料他を差し引き後返金する場合がありますので、予めご承知おきください。(また、必要事項不備が著しい場合は、事務局の判断で審査受審不可の場合あり。)

Q9.各大学他の年会費等の納付時期は？

A9.各大学・学部の年会費についても、毎年4月1日～5月末日までに必ず納付してください。

納付未了の場合は、各大学・学部の部員が「高知・四国・中央」各連盟の審査会・大会、例会他に申込・参加が一定期間出来ません。(Q5.他参照：一般会員と同様に対応します。)

Q10.休会予定の一般会員が、年度末時期の審査・大会参加を申込する場合の年会費はどうなる？(Q2 関連)

A10.地連/連合/中央審査・大会及び例会等への参加条件他の多くが「地連会員であること」となっており、会員資格の継続手続きなしに、諸行事への参加等は出来ないこととなっております。

納付時期に関わらず継続会員 8,000 円 (年会費 6,000 円 + 全日本弓道連盟登録費 2,000 円) の納付が必要です。

◆◆重要◆◆ (Q5、Q13 他参照)

下記の期間「地連・連合・中央・例会」の行事・大会他に参加・申込できません。(受付・受理しません)

① 4月1日～5月末日までに納付未了の継続会員は、同年9月末日まで(6月1日～9月末に納付しても)

② 9月末日までの未納付継続会員は、翌年3月末日まで

「地連・連合・中央・例会」の行事・大会他に参加・申込できません。(受付・受理しません)

【注意】病気・ケガ他事情等がある方は、常務理事会他で個別に判断しますので、事務局までご相談ください。

◎弓道連盟の活動は、会員の年会費や審査・大会等への運営協力等で成り立っています。

各々事情等はあるかと思いますが、連盟運営において、公平感や不公平感の払拭は、非常に重要な事項でもあることから、主旨をご理解の上、早期の納付をお願い致します。

Q11.他地連からの転籍による新規入会員の年会費はどうか？

A11.基本的には、「A2」のとおりとなります。新規会員はいつでも入会可能です。

(なお、事情も様々と思われますので、詳しくは事務局にご相談ください。)

Q12.旧年度に申込、新年度に開催される行事等に参加する場合の年会費の納付期限は？

A12. 参加申込と同時期。ただし、継続会員は、別々に振込を行ってください。

なお、旧年度未納付者は、3月末まで諸行事に参加・受付・申込はできません。

新年度の4月1日～5月末日に年会費を納付するまで、新年度開催分も受付・受理しませんので要注意！！

(前年度の4月、5月に例会他諸行事参加したのに前年度会費未納者は、前年度及び当年度の年会費納入まで、新年度諸行事への参加不可)

Q13.新規会員とは？ 継続会員とは？

A13.◎新規会員とは

高知県弓道連盟に初めて入会される方です。

他県等の連盟に属していた方が高知県弓道連盟に入会される場合も新規会員となります。

また、学生から一般会員となる場合他も新規会員です。不明な点は事務局までお問合せください。

◎継続会員とは

高知県弓道連盟に所属したことがある会員です。

○一定の事由による「年会費未納付者」について

◆未納年度の「次年度」の対応

会員資格の制限等は、納付期間中に継続会員年会費を納付すれば、速やかに会員資格を復活します。

<具体例>令和4年度会費未納付者は、令和5年度納付期間に会費を納付確認後、資格制限は解除する。

(ただし、令和4年度4月、5月に例会他の諸行事に参加した未納付者は、令和4・5年度分の納付後。)

◎ただし、「病気や事故」「転勤」他諸事情での「休会」、「未納付・納付遅延」他の場合は、個別に常務理事会他で個別に判断していく予定ですので(復帰時を含め)事情のある方は事務局までご相談ください。

Q14.会員資格等制限者が、誤って審査料等を振込した場合の返金はどうなる？

A14.◎基本的には、「振込手数料」他「事務局事務手数料：1,000円程度」を差引後、口座振込にて返金します。

(基本的に、次年度等への繰り越しはせず、一旦返金処理を行います。)

Q15.今回の制度変更を知らなかった場合はどうか？

A15.HP や支部他等での周知は期限までに完了しており、「常務理事会」での個別判断事例外は、上記の内容を適用。

◆◆◆注意◆◆◆

本Q&Aは、適宜改定しますので、掲示物・HP他により最新情報を確認してください。

以上